

乳幼児医療費助成とは

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図るために、乳幼児の医療費を公費助成します。

《対象者》

内科診療	十島村に住所を有する6歳未満の者
歯科診療	十島村に住所を有する4歳未満の者

《助成内容》

申請の提出期限は診察月を含めて6ヶ月以内です。

1) 課税世帯

1ヶ月にかかった乳幼児の医療費(保険診療分)を合計して、3000円をこえる場合に自己負担3000円を引いた金額を支給します。

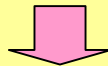
2) 非課税世帯

1ヶ月にかかった乳幼児の医療費(保険診療分)の自己負担分の金額全額を支給します。

乳幼児医療費助成制度の受給者の皆様へ

平成19年3月1日から病院や診療所で受診した場合の助成金の受給方法が変わります。

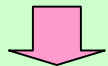
- ・ 助成方法が「自動償還方式」となり、村への申請書の提出が不要になります。



住民課窓口で資格者証の交付を受けます。
その際、助成金の受け取り口座を登録してください。

受診時には、窓口で資格者証を提示してください。

自己負担額を窓口でお支払いください。



助成金は、後日、登録済みの口座へ振り込まれます。

お問合せ先：十島村役場住民課
099-222-2101